

ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

全国消費者団体連絡会事務局長 神田 敏子

食品衛生法の改正により、いわゆるポジティブリスト制の導入が決められました。導入にあたり、食品衛生法の目的である「食品の安全確保と国民の健康保護」をベースに進められることを、改めて最初に確認させていただきたいと思います。

これまでは、残留基準の定められていない農薬等については、いくら残留していても、基本的には流通規制はできませんでした。消費者団体はポジティブリスト制を導入するよう求めてきたところです。本制度の導入により、農薬、動物用医薬品、飼料添加物など 647 の物質が対象とされたことは食品の安全性を確保するための視点からは前進したと考えます。

しかし、暫定基準設定に当たっては、登録保留基準、コーデックス基準、外国の基準が条件によって採用されているにも関わらず、各種既存の基準を採用するにあたっての考え方を示した図は、薬事・食品衛生審議会の資料中に埋もれています。また、暫定基準、一律基準、対象外物質の設定等の説明についても分かりにくさがあります。消費者をはじめ、関係者相互間の理解とリスクコミュニケーションを充実させるためにも、このような図表や説明資料については、「暫定基準に関する Q&A」と共に判りやすく独立した資料として公表することが必要です。

また、薬事・食品衛生審議会の資料では、一律基準値の設定についてはその設定の考え方について、食品安全委員会にリスク評価を依頼する旨の記載がありますが、暫定基準設定に関してはその旨の記載がありません。リスク分析手法の原則論に立って暫定基準設定の考え方についても、食品安全委員会に対してリスク評価を依頼する事が必要と考えます。

なお、この制度が国民の健康保護を目的とするなら、農薬等はまず、毒性資料に基づく A D I の設定を行い、その結果に基づき基準が決められるべきだと思います。そして、国内における農薬等の登録、承認・申請に基づきリスク評価や残留基準設定を行うべきだと思います。残留の可能性がある輸入食品については、できるだけ資料提出を求めたうえで、基準設定をして欲しいと思います。

この制度は流通を規制するものであり、生産現場での使用を規制するものではありませんが、検査で全て検証するのはむずかしいと思います。信頼度を上げるためにも、生産現場での使用管理の強化が必要になります。また今後に向けて、分析法の開発や整備の促進も望みたいと思います。

ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

日本生活協同組合連合会安全政策推進室長 渡邊 秀一

1. 本来あるべき手続き

農薬、動物用医薬品は、まず毒性資料に基づく ADI の設定（暴露評価など一連の安全性評価を含む）をおこない、その結果に基づき、各種農作物、畜産動物、水産養殖魚等に MRL s が設定されるべきと考える。

2. 暫定基準を設定することは食品安全の立場からは前進

現行の食品衛生法における食品の成分に係る規格として、229 農薬、29 動物用医薬品に残留基準値が設定され、この基準を超えた食品の流通を禁止している。一方食品の成分に係る規格（残留基準値）が定められていなものには農薬等が残留していても基本的に流通規制はされていなかった。

本制度の導入により農薬、動物用医薬品及び飼料添加物として 724 物質（暫定基準適用 647 物質、「不検出」基準適用 13 物質、従来基準適用 64 物質）に残留基準が設定され規制が実施されることは、食品安全の立場からは前進と考える。

3. 暫定基準からリスク評価に基づく MRL s 設定を促進させるべきである。

国内における農薬の登録、動物用医薬品、飼料添加物の承認・申請に基づき、リスク評価及び MRL s 設定をおこなう。輸入食品での残留の可能性のある農薬等については、「基準設定要請制度」に基づく資料の提出を最大限求め、MRL s 設定を促進させるべきである。

4. ポジティブリスト制の導入を広く理解させる努力が必要である。

本制度の導入にあたり、まず「国民の健康保護」を目的であることを確認し、その上でステークホルダー（利害関係者）グループに対して、理解を深める努力が必要である。暫定基準、一律基準、対象外物質の設定等。

5. 今後の課題

- ・ 暫定基準が施行された後の監視とその対応（行政、食品企業、消費者等）
- ・ 消費者に対する情報提供などリスクコミュニケーションの推進
- ・ 分析法（標準品の入手を含む）の開発と整備
- ・ 検査で全て検証できるものでない。その保証のためには生産現場の管理・強化

ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

(株)食品科学広報センター代表 正木英子

1. SPS 協定により、Codex 基準がある場合はそれを採用することは妥当であると考えます。ADI については、JMPR が毒性試験の結果を評価して設定するのですから問題ありませんが、CCPR が設定している MRLs が若干気になります。GAP に従って実施された農薬の残留データを基礎としているということですが、病虫害などの防除に必要な農薬の使用量、使用方法、気象条件などは、各国の状況を必ずしも反映しているとは思えません。それに、暴露評価に必要なフードファクターも各国の食生活によって異なります。

しかし、食品衛生法に基づく残留基準（法改正前）のうち、6 割は Codex と同じ、2 割は日本が厳しく、2 割は日本ゆるいということでした。それは、農薬の暴露量が ADI の範囲内か否かで判断されたと思います。TMDI 方式または EDI 方式で試算なされたのでしょうか、このような結果から、日本で施設栽培の多い農産物や、米など摂取量の多い農産物には、Codex 基準より日本の登録保留基準を優先するなどの配慮が必要と思われます。

2. 限られた時間内で、6 4 7 品目にもおよぶ農薬等に暫定基準を設定しなければならないのですから、とりあえず示された方法で基準を設定するのはやむを得ないと考えます。

また、設定された暫定基準については、「マーケットバスケット調査方式による農薬摂取量の実態調査等の結果に基づき、優先順位を付した上で、安全性試験成績を収集し、リスク評価に基づく基準の見直しを行うこととする」とされています。しかし、従来のように農薬ごとの一日摂取量を、リスク評価によって求められた ADI との比率で暴露実態を把握するだけでなく、実態に則した EDI 方式での試算が望まれます。といっても、それには作物残留試験が必要になりますので、外国基準も参考にしているため、それはたいへん困難なことと推察いたします。

結局のところ、マーケットバスケット調査が最も手っ取り早く妥当な手法といえますが、今後は特に幼小児の農薬暴露量も試算していただきたいと思います。幼小児が多く摂取する食品を取り入れた子供向きのメニューを作って、実際に幼小児がどんな農薬をどれくらい摂取しているか推定できると、国民の健康保護のみならず消費者に安心感を与えるのではないのでしょうか。EPA が提唱している RfD も、感受性の高いグループへの配慮ですから、是非実施していただきたいものです。

ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

(財)食品産業センター技術部長 高野 靖

今、食品の原料・製品がどこからでも入ってくるボーダレスな状態になっている。科学的なデータをベースに、国際的ハーモナイゼーションも考慮して農薬等のポジティブリスト制を導入することは、食品の安全性確保、食料資源の安定的確保の二面を両立させる観点から必須と考える。消費者への適格な品質の食品を安定的に供給することが役割である食品事業者の一員として、以下に要望・意見を述べさせていただく。

1. 暫定基準はあくまでも科学的な方法による設定が基本である。我国およびコーデックスの基準がない場合に参考とする外国基準はいつでも科学的な方法で設定されているので、それらの最大値を基準とすることが、貿易の支障を最小限にする観点から妥当と考える。
2. 一律基準値の適用される物質にあっても、科学的な方法のデータによって基準値を設定すべきと判断された場合には、速やかな改訂を検討されたい。
3. 輸入時も含め、食品の監視・指導に用いられる食品中の農薬残留値の試験法は、統一的なものとし、食品事業者にも方法を明示されたい。また、「不検出」、「含有してはならない」とされる物質についても、統一的な公定試験法ならびに検出限界値を明らかにされたい。
4. 加工食品については、規格基準に適合した原材料を用いて製造・加工された食品は流通可能とすることを明確にされたい。また、この運用にあたって、流通を保留する等の措置で、いたずらに原料・商品の廃棄、事業者の信頼失墜等の混乱を起こすことのないよう配慮されたい。
5. 対日輸出国も含めて、生産地における適切な農薬等の使用が図られるよう、他リスク管理部門、諸外国政府と協働されたい。
6. ポジティブリスト制導入・暫定基準設定が、国民の健康保護を前提に科学的方法でなされていることが、広く国民に理解されるよう努力されたい。

ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

農薬工業会専務理事 玉川 寛治

- ① 食の安全の観点から、今回の法改正に伴うポジティブ化等の対応については評価できる。
- ② ただし、我が国における食糧の海外依存が 60%という実態を当業界が声高に申し上げるものではないが、基準値設定のルール化への配慮が必要と考える。
- ③ 具体的には、
 - 1) 今回の暫定基準設定に際し対象とした 5 カ国/地域における残留基準値に大きな差がある場合、単純な平均値によらず当該国からの食品の輸入実績、農薬の使用実態等を考慮し基準値を設定する。
 - 2) 5 カ国/地域以外の国からも食品が広く輸入されており、主要な当該国で登録、使用され、残留基準が設定されている場合には、当該基準値についても考慮し基準値を設定する。
 - 3) 一律基準値については、いたずらに小さな数値とするのではなく、法施行後の分析手法およびコストの面、さらには安全性評価が行われているか否かも考慮した基準値が合理的と考える。
- ④ また、国内外における農薬の登録および使用状況を勘案し、新たな基準値の設定、既設定基準値の改定を適時をお願いしたい。

ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部次長 原 耕造

ポジティブリスト制の対象物質には農薬・飼料添加物・動物用医薬品の３種類がありますが、これまでの議論の中心は人間の口に直接入る農産物の農薬でした。欧米の基準を参考にして一律基準を適用することについてはその科学的根拠が無く、生産者だけではなく消費者にとっても命と健康を守る安全基準としては不適當だと思います。

更に今まであまり議論されていない畜産物経由のポジティブリスト制への移行は更に問題があると思います。畜産物の対象物質は人間の口に直接入るものではなく、飼料に残留したものが家畜の体内に蓄積され、それが畜産物として人間の口に入るのです。現時点では自給飼料等等の残留農薬基準はなく、一律の基準が設定された場合に起きる混乱は排除できません。更に家畜の体内（部位別）に残留する数値については計測値がなく一律基準は意味を持ちません。

法律の本来の目的は人間の命と健康を守るためのものであるにもかかわらず、結果的にはこの制度によって家畜の健康や自給率の向上を考えた放牧酪農や放牧畜産を否定することにつながりかねません。

法律の真の目的と手段を間違えることは本末転倒ですので、慎重な議論が必要であると言わざるを得ません。

ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

(株)ジーピーエス 高橋 宏通

- ① 農薬取締法、薬事法等の規制が強化され国内の生産者には厳格な適用をお願いしていますが、一方で、外国から輸入される農産物については、国内の農薬取締法等の適用を受けていません。農薬取締法で規定された禁止農薬（無登録農薬）についても海外では使用され国内に輸入されています。国内法と海外の実態の差異をいかにうめるのか、その方策を明らかにすべきと考えます。

消費者にとっては、食の安全については国内であっても、海外であっても同様のレベルであることが必要です。

- ② 農薬など広範囲で、様々な種類があります。ポジティブリスト制の導入により、消費者や生産者に対して、

1)毒性やリスクが極めて高く使用してはならないレベルのもの。

2)場合によっては、毒性やハザードを起こす可能性があるので高度な管理が必要なもの

3)残留が少なければ、使用してもかまわないレベルのもの

などのわけて分かりやすく情報を提供していただきたい。

ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

(社) 日本乳業協会生産技術委員会委員 松島 一清

食糧の流通状況等から制度の導入はやむを得ないものと考えるが、これら物質の食品原料への残留については、栽培時あるいは飼育時等における当該物質の使用が適切に行われ管理されていれば敢えて食品製造施設において原料受入時あるいは製造後にその残留の有無について検査の必要性は少ない。また、効果的、効率的観点からも使用した者が使用した物質の残留状況をチェックすることが最も合理的でかつ確実に目的を達成できる。

したがって、本制度の導入には、以上のことができるよう国及び地方公共団体は関係する機関と協力し、農作物については栽培農家が出荷時等で使用農薬の残留のチェックを、乳あるいは畜産物については飼育酪農家がそれぞれ出荷時等で使用動物用医薬品等の残留のチェックを定期的に実施する仕組みを確立すべきである。なお、これらの記録の保存を義務づけることも必要である。さらに国及び地方自治体の役割としては、現在実施している輸入原料及び国産畜水産物に対するモニタリング調査の残留実態の情報を速やかに公表すべきである。これにより、食品製造者は適切に、かつ、的確にこれら物質の残留状況を検証することができ、本来なすべき製造工程中の微生物制御をはじめとする衛生管理に傾注し消費者に安全な食品を提供できる。

BSE発生以降行われた今回の制度改正等は、フードチェーンにおける各段階すなわち生産から消費に至るそれぞれの過程、原料の生産過程、製品の製造過程、製品の流通過程において安全確保の義務を果たすことであると認識している。今回の食品中に残留する農薬、動物用医薬品等のポジティブリスト制導入については、以上の生産過程におけるチェックシステムが確立されなければ、食品製造者への負担が増すばかりで実質的效果は望めない。

ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

反農薬東京グループ 辻 万千子

農薬は、人の健康に様々な影響を与える殺生物剤であるから、その摂取を出来るかぎり減らそうとする努力が大切である。そのためには、農薬の使用を減らすことも念頭においた施策がとられるべきであり、対象農薬の数を増やし、かつ、高い残留基準を設定しても、食の安全・安心にはつながらない。

①ポジティブリスト制度のあり方

ポジティブリスト制度は、食品添加物のポジティブリスト制度と同様、基準が設定されていない農薬等が使用された食品の流通を原則禁止すべきである。一律基準は廃止すべきである。

②A D I 以下ならいいという基準では子どもや感受性の高い人を守れない

農薬等の残留農薬は個々の化学物質について設定されたA D I と農作物等の平均的摂取量をもとに決められるが、多くの仮定に基づいて算出されたA D I は健康な成人男子が一生摂取しても影響が出ない量とされているだけで、心身発達途上にある子ども（胎児を含む）や老人、農薬に対する感受性の大人には、必ずしも安全とは言えない。

また、人が摂取する農薬は多種類に及ぶが、複合毒性の評価はなされておらず、個々の農薬のA D I がクリアされていることのみを目指す現行残留基準は科学的とは言えない。いままで実施された残留農薬調査を見ると、残留基準を超えた農薬の比率は少ないが、何らかの農薬が残留している農作物は、約20%に及び、その比率を減らしていくことが望まれる。

③毒性データを公開すべきである。

A D I 設定の根拠である毒性試験データが開示されていないために、基準案の妥当性が検討できないのは、問題である。最終基準案の設定に際しては、登録時に提出された毒性試験、残留性試験のデータを開示すべきである。

④個々の残留基準の設定に際して、国内の登録保留基準と諸外国の基準のうち、低い数値を採用すべきである。

⑤残留基準の設定に際しては、A D I に基づく単なる毒性評価だけでなく、市場に流通している農作物等の残留実態調査に基づく平均値（又は中央値）を考慮した残留基準を設定すべきである。すなわち、A D I に基づいて算出された基準と残留実態調査に基づいて算出された基準の低い方を残留基準として設定し、より農薬の摂取量を減らす方向を打ち出すべきである。

⑥残留基準の設定に際しては、水、空気からの摂取も十分配慮する（特に、農耕地近郊の大気汚染や室内汚染、街中汚染、飲料水汚染が懸念される農薬。）

⑦総農薬摂取量を減らすため、総農薬基準を決める。その際、残留農薬の分析精度は、基準値の100分の1のレベルにする。

ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

全国農協青年組織協議会参与 原 拓生

1. 私は、和歌山県田辺市で、柑橘1.9ha、梅0.75haを生産しております。農薬については、コストもかかるものであり、扱いには非常に神経を使うため、生産者としても、使わないで済めばそれに越したことはありません。しかし、必要な生産量を確保し、消費者の方たちの求める品質の農産物をつくろうと思えば、現状では最低限の農薬は使わざるを得ないと感じています。虫食いだらけで少しの量しかとれないということでは、多くの消費者の方たちに、国産のおいしい農産物を味わっていただくことができないのではないかと思います。

もちろん、安全で安心できる農産物を生産するため、農薬を使用する場合でも農薬使用基準をきちんと守ること、その記録を残すことは当然です。

2. さて、農薬等のポジティブリスト制移行のために、厚生労働省は、現在、残留基準作成の必要がある農薬等のグループのうち、現時点でわが国の基準及び国連や諸外国の基準のあるもの以外の、何の基準も決まっていない農薬等について、欧米の基準を参考に、その一律基準を検討されていると聞いております。

私が思いますのは、高温多湿の気候のもと、各産地で多様な農産物を少量多品目で生産するわが国農業と、比較的乾燥した気候の下、広い農地で営まれている欧米の農業とでは、農業生産の事情が異なるのではないかと、ということです。一律基準値の検討にあたっては、単に、欧米の基準をあてはめる、ということではなくて、わが国農業の固有の事情というものを十分に配慮していただくことが必要だと思います。

もちろん、食品の安全性は最優先で確保しなければなりません。しかし、安全で安心で多様性に富んだ農産物を供給するわが国の農業を守り発展させていくこと自身もまた、同様に消費者の方々にとっての利益にかなうものだと思います。

3. 以上のことから、一律基準の設定にあたっては、食品の安全性を確保しつつ、かつ、わが国の農業生産を守り発展させる観点から、単に欧米の基準との整合をとるのではなく、わが国の農業事情を十分に配慮し検討をすすめていただくようお願いしたいと思います。

また、厚生労働省は、わが国の農業事情をよくわかっている農林水産省とも十分に協議いただくとともに、農林水産省とともに、農薬使用に関する誤解を招かないよう適切なリスクコミュニケーションを実施していただきたいと思います。